

合併協定書

平成16年11月8日

津市・久居市・河芸町・芸濃町・美里村
安濃町・香良洲町・一志町・白山町・美杉村



税率で課税する。

- 3 入湯税については、鉱泉浴場への入湯客1人1日150円を課税する。
- 4 都市計画税については、市街化区域の土地及び家屋に都市計画税（税率：0.3%）を課税する。

ただし、久居市、河芸町、香良洲町の区域については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、平成22年度までの間に限り、課税を免除する。

なお、都市計画税は、都市計画税が課税されている市街化区域において、下水道事業、街路事業、区画整理事業等を行う別枠の財源とする。

9 地域審議会の取扱い

- 1 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4に基づく地域審議会を、新市において設置する。
- 2 地域審議会の組織及び運営等については、別途協議する。

10 一般職の職員の身分の取扱い

- 1 一般職に属する職員は、引き続き新市の一般職の職員としての身分を保有するものとする。
- 2 職員数については、新市において速やかに定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 3 職員の任免、給与その他の取扱いについては、地方公務員法に照らしながら統一を図るものとする。
- 4 職員の給料については、新市において財政状況を考慮しつつ、段階的に調整し、統一を図るものとする。

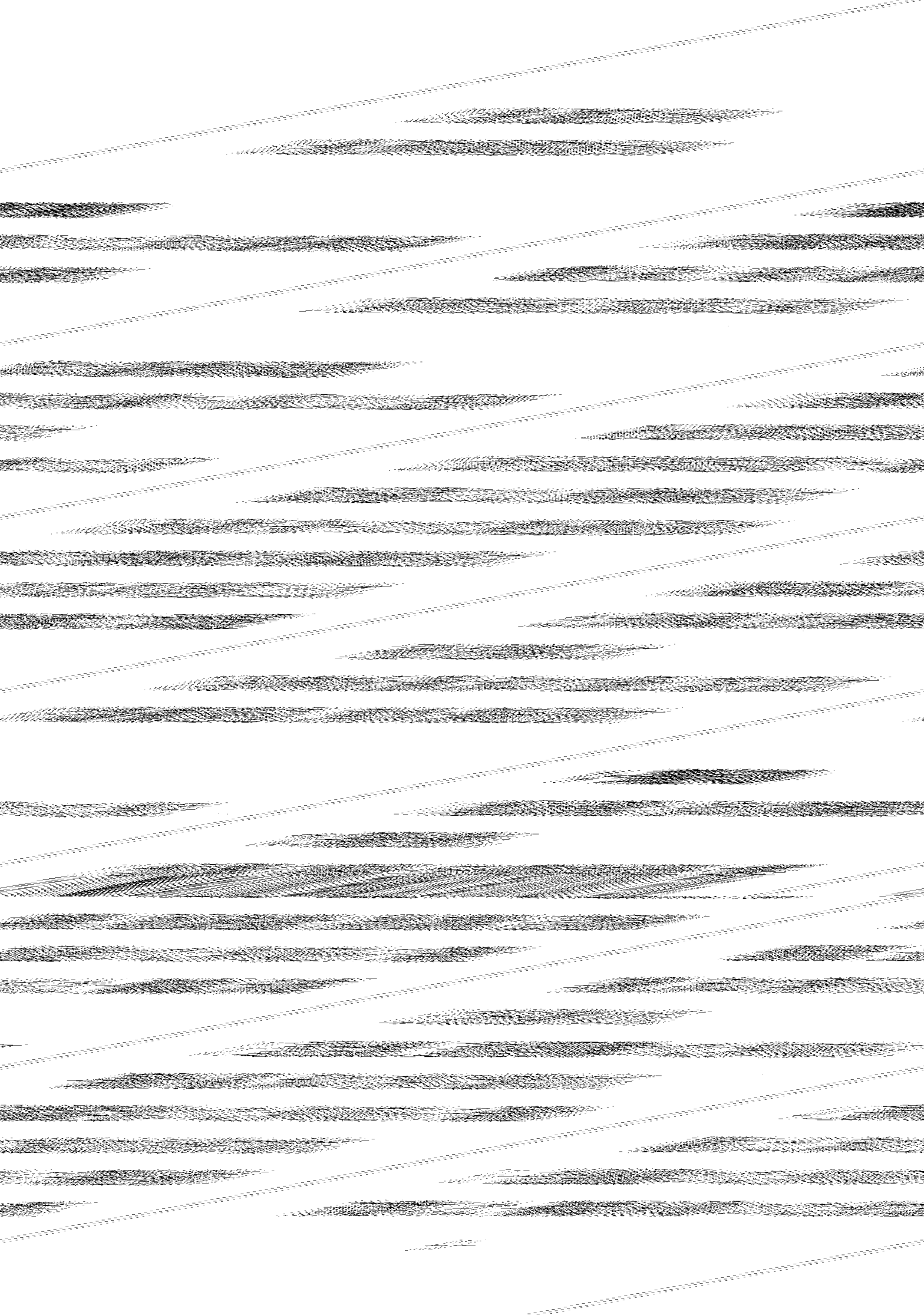
11 特別職の職員の身分の取扱い

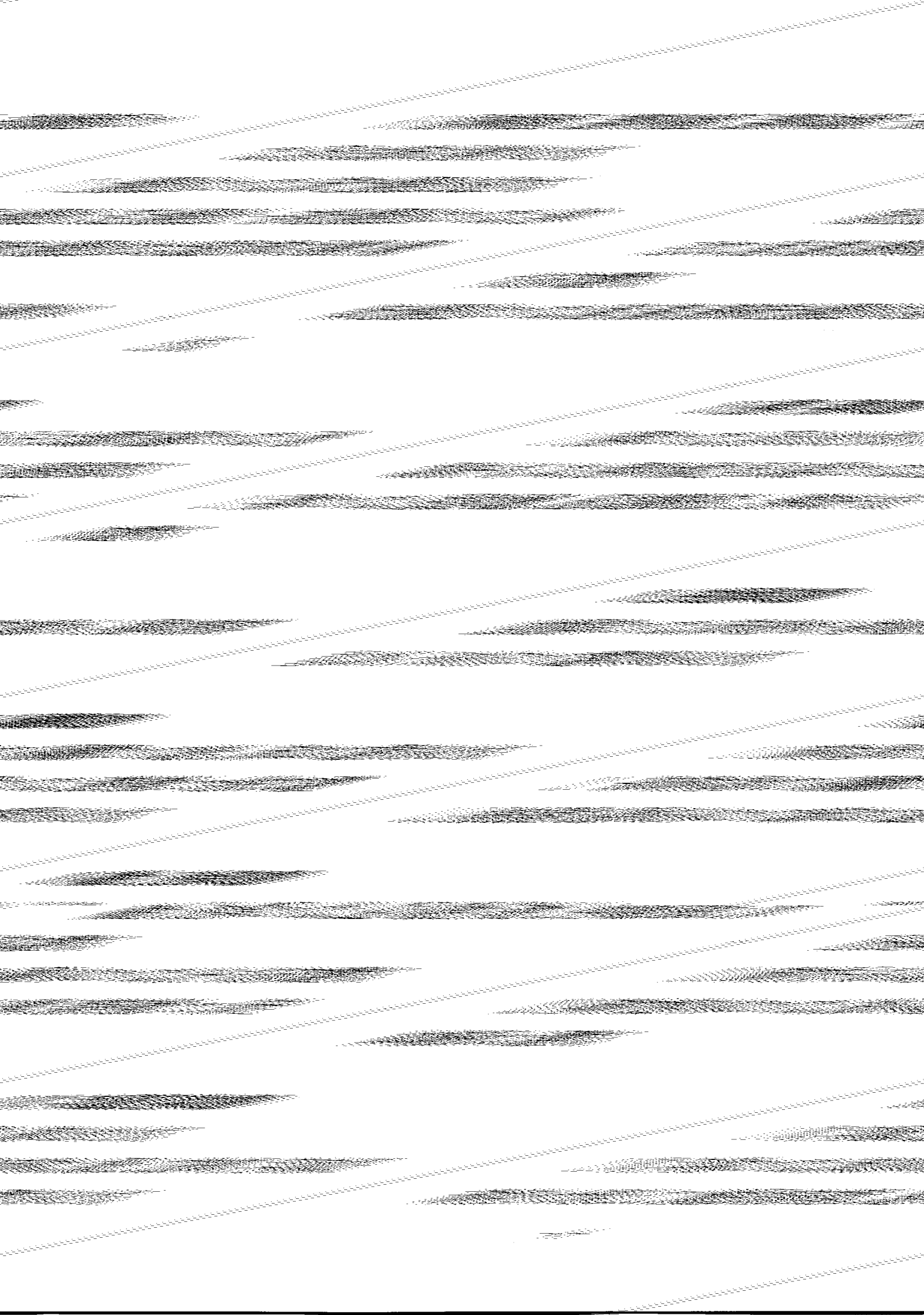
- 1 常勤の特別職に属する職員及び教育長に係る身分の取扱いについては、法令に定めるところによる。
- 2 非常勤の特別職に属する職員に係る身分の取扱いについては、法令に定めるもののほか、それぞれの職の設置の必要性等を勘案し、10市町村の長が調整を行うものとする。
- 3 新市の職務執行者については、10市町村の長が別に協議して定めるものとする。

12 条例、規則等の取扱い

条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議、承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により、整備するものとする。

- (1) 合併と同時に、即時制定し施行させるもの





2220 消費生活の取扱い

- 1 1 市南港等市町民センター市東部等市町民センターの事務が消費生活において新新市におおて新新市に定めたあるものものとある。
- 2 2 各各消費生活センターにおいて新新市におおて新新市に定めたあるものものとある。

2221 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険法において新新市に定めるものものとある。なお国民健康保険法第14条第1項第2款第3項において新新市に定めるものものとある。

- (1) (1) 賦課標準法は基本標準とある。
- (2) (2) 賦課標準法は基本標準法(介護保険法)第3条第1項第1号(標準法)とある。
- (3) (3) 賦課法は基本標準法(介護保険法)第3条第1項第2号(標準法)とある。
- (4) (4) 賦課標準法は基本標準法(介護保険法)第3条第1項第3号(標準法)とある。
- (5) (5) 賦課標準法は基本標準法(介護保険法)第3条第1項第4号(標準法)とある。
- (6) (6) 賦課法は基本標準法(介護保険法)第3条第1項第5号(標準法)とある。
- (7) (7) 賦課標準法は基本標準法(介護保険法)第3条第1項第6号(標準法)とある。

2222 介護保険事業の取扱い

1 (1) 市南港等市町民センター市東部等市町民センターの事務が消費生活において新新市におおて新新市に定めたあるものものとある。なお第3条第1項第2号(標準法)第3号(標準法)において新新市に定めるものものとあり、現行法面の事務終了(平成26年4月1日)までで見直しを要するものとある。

2223 消防関係の取扱い

消防関係において新新市に定めた新新市に移すものものとある。

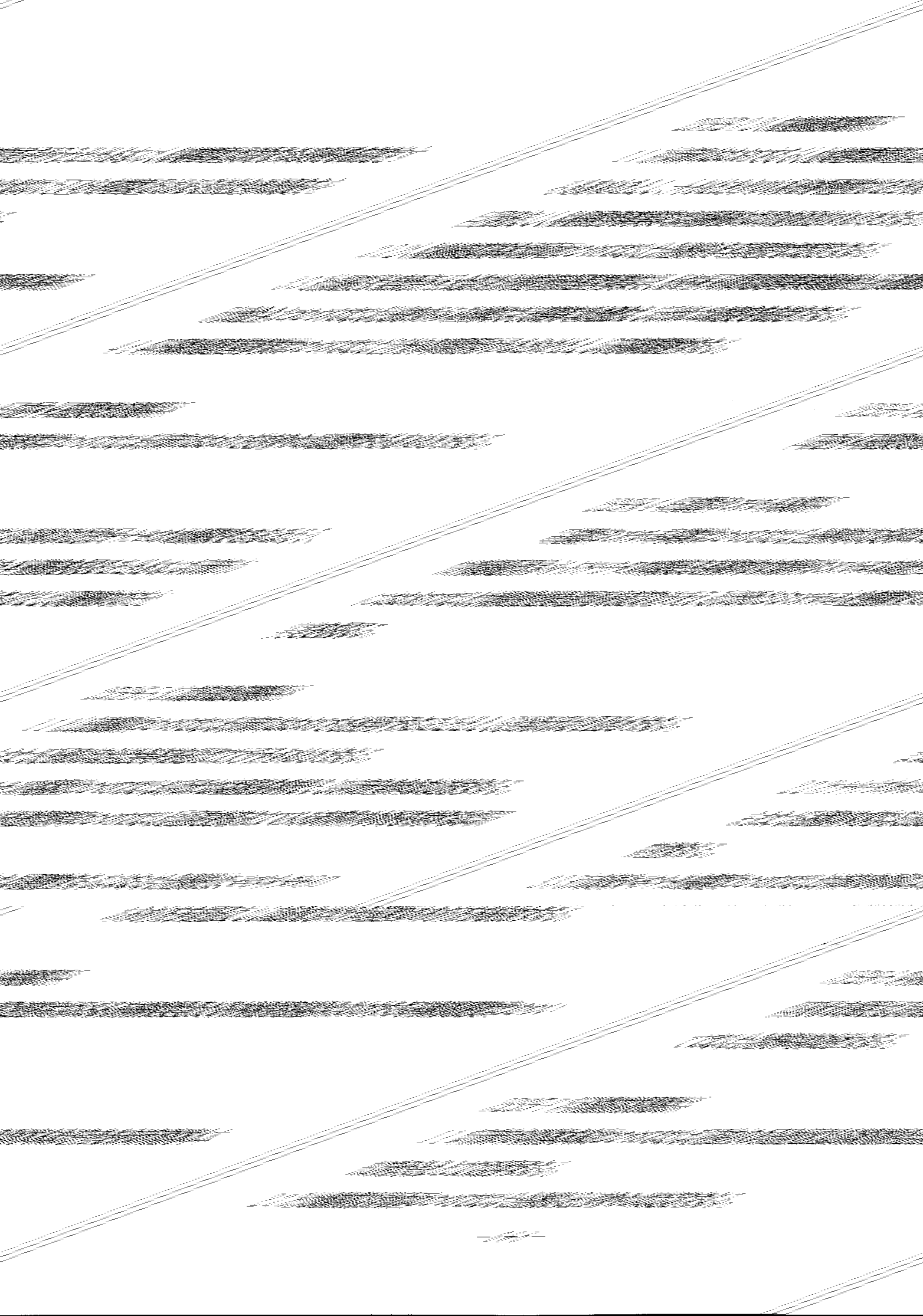
2224 自治会関係の取扱い

自治会関係において新新市に定めた新新市に移すものものとある。なお新新市に定めた新新市に移すものものとある。なお新新市に定めた新新市に移すものものとある。

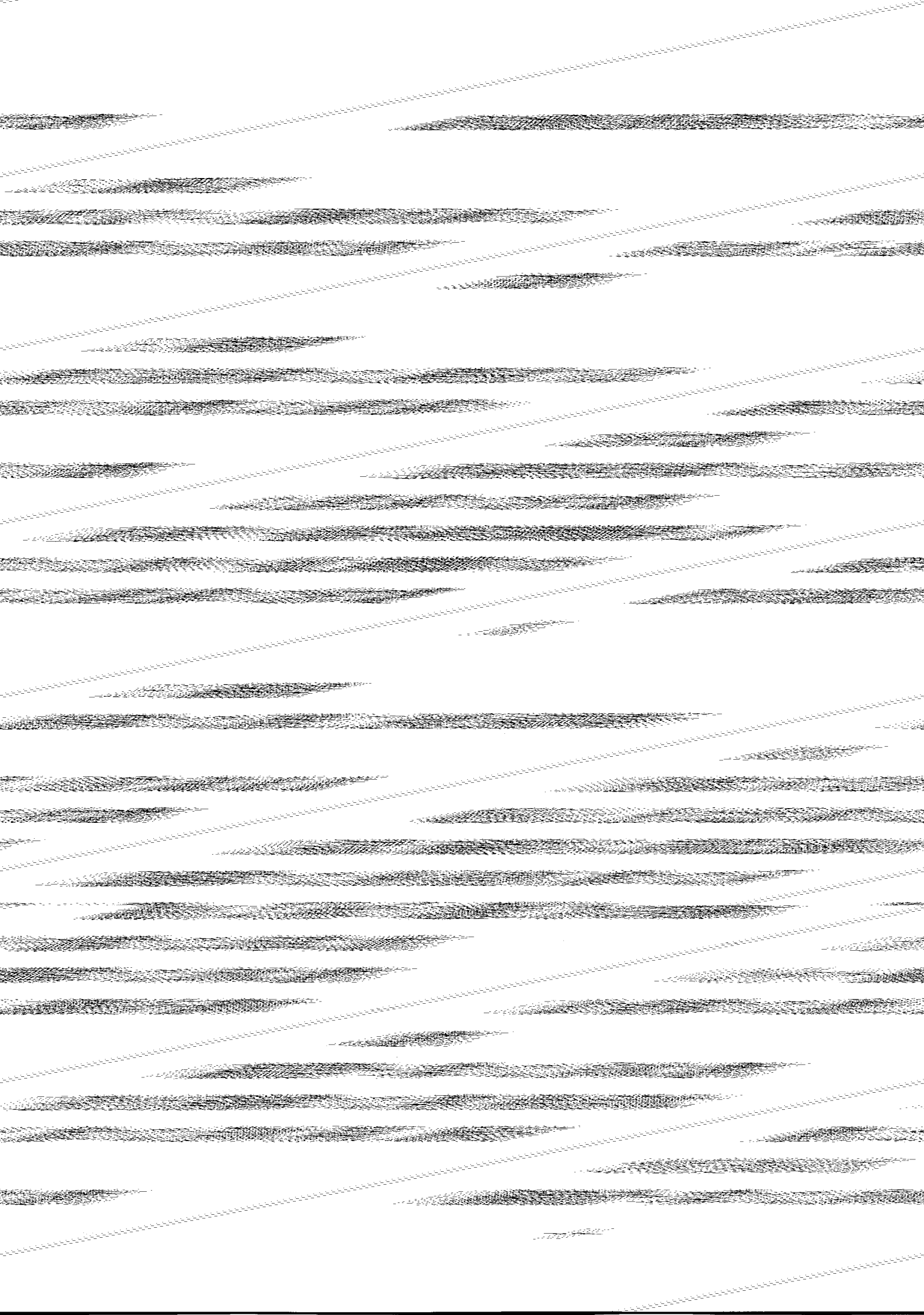
2225 各各消費生活事業の取扱い

2225-1 男女共同参画関係

- 1 1 1 ありある、男女共同参画関係(基本標準)個人参画関係(基本標準)男女共同参画関係(基本標準)を新新市に定めたものものとある。
- 2 2 2 男女共同参画関係(基本標準)個人参画関係(基本標準)男女共同参画関係(基本標準)を新新市に定めたものものとある。







25-14 児童福祉事業

保育所入所負担金については、国徴収金額の合計の概ね72%（10市町村の平成13年度実績の加重平均）で徴収する。階層区分については、国の階層区分を原則とし、各市町村の実績を踏まえ細分化を図るものとする。細分化を図っても、入所負担金が大幅な上昇となる区分については、経過措置を講じるものとする。

25-15 生活保護事業

- 1 生活保護事業については、新市で法令に基づき実施する。
- 2 特別援護給付金（法外給付）については、津市の例により調整する。

25-16 その他の福祉関係

- 1 戦没者戦災犠牲者追悼式については、毎年開催する。
- 2 心身障害者・65歳以上重度心身障害者医療費助成については、津市・久居市等の例（県補助事業対象者+療育手帳B中度の者）により調整する。
- 3 乳幼児医療費助成については、津市・久居市等の例（県補助事業対象者）により調整する。
- 4 一人親家庭等医療費助成については、津市・久居市等の例（県補助事業対象者）により調整する。
- 5 妊産婦医療費助成については、津市の例により調整する。
- 6 精神障害者医療費助成については、以下のとおり調整する。
 - (1) 支給対象者は精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者とする。
 - (2) 居住要件は、本人及び保護者が市内に1年以上居住していることとする。
 - (3) 所得制限を設ける。（心身障害者医療費助成制度基準を適用）
 - (4) 医療費の自己負担額の2分の1を助成する。
 - (5) 助成範囲は、入院（精神疾患の治療に限る）のみとする。
- (6) 入院期間は、3か月以上入院とする。

25-17 ごみ対策関係

- 1 一般廃棄物処理業の許可等については、津市の例により調整する。
- 2 リサイクル資源回収活動報奨金については、6円/kgを目途に調整する。
- 3 生ごみ処理機等購入費補助金の限度額については、生ごみ処理機は1世帯1基、25,000円、コンポストは1世帯1基、3,000円を目途に調整する。
- 4 家庭ごみの収集については、合併後も当分の間現行のとおりとし、新市において策定する一般廃棄物処理計画に基づき、できるだけ早く新市の一体性を確保できるよう調整する。
- 5 収集ステーションの設置方法等については、合併後も当分の間現行のとおりとする。

ただし、設置補助金の補助率、限度額については、合併までに調整する。

- 6 ごみ処理施設使用料については、15,000円/tとする。
- 7 ごみ処理施設操業に関する協定については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

25-18 環境対策関係

- 1 し尿処理業及び浄化槽清掃業の許可等については、津市の例により調整する。
- 2 し尿処理業許可の地域割りについては、し尿収集を確実に実施するため、従来の経緯を踏まえ、旧市町村単位で地域割りを行うものとする。
- 3 共同汚水処理施設修繕工事補助については、津市の例により調整する。ただし、計画住宅戸数及び処理能力については、安濃町の基準を勘案し調整する。
- 4 合併処理浄化槽設置整備事業補助については、国、県の補助基準の動向を勘案し、津市の例により調整する。ただし、美里村、美杉村の現行の村費上乗せ分は、当分の間継続し、事業所に対する補助は、廃止する。

25-19 農林水産関係

1 生産調整関係

- (1) 各市町村単位に地域水田農業推進協議会を設ける。
- (2) 産地づくり交付金助成基準については、各々の推進協議会で決定する。
- (3) 新市単独交付金については、16年度からの国の米政策改革に対応するための新たな制度を設けて18年度の1箇年とし、19年度以降については、国の動向を見ながら、新たな制度を制定する。
- (4) 市単独交付金は、各地域の水田農業推進協議会へ交付する。

2 農業集落排水事業

- (1) 農業集落排水事業については、新市に引き継ぐものとする。
- (2) 建設に係る市町村負担割合及び受益者負担割合については、合併前からの継続事業（新規受益者含む）は、該当事業が終了するまでの間は合併後も現行の負担割合等を適用する方向で調整する。

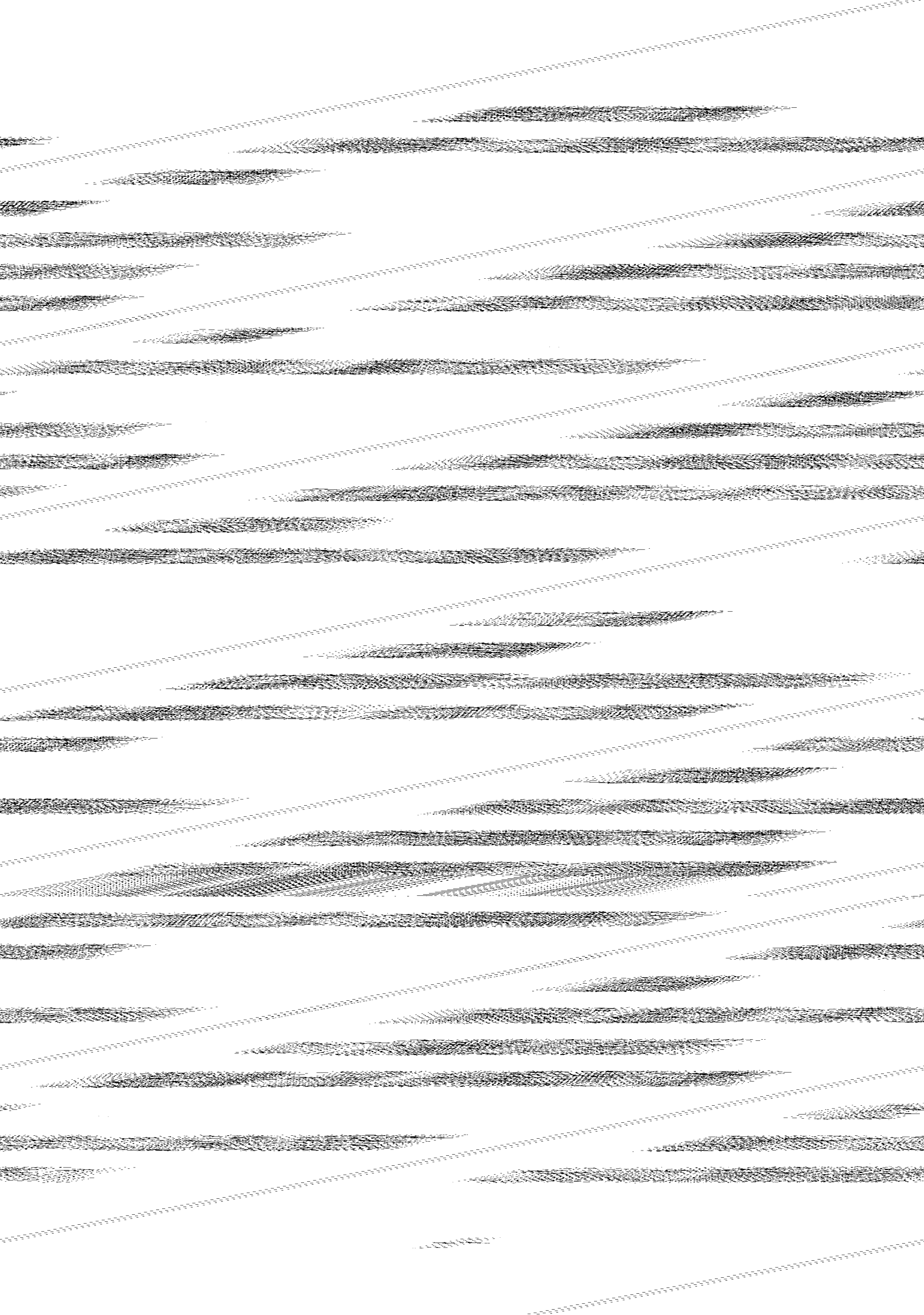
なお、新市における新規事業の市町村負担割合及び受益者負担割合については、新市において調整する。

- (3) 使用料については、基本料金2,000円、人数割300円（消費税は除く）に一元化する方向で調整する。

ただし、新市における農業集落排水事業が適切に運営できるよう、合併後3年程度を目途に料金改定等についての検討を行うものとする。

3 農林業基盤整備事業（国、県、市町村）

- (1) 合併前からの継続事業については、該当事業が終了するまでの間、合併後も現行の



5 各種まつり

現在各地域で行われているまつり等については地元主導のもと実行委員会等方式によるものに対して新市移行後も引き続き支援を行っていく。

6 温泉運営事業

施設等については現行のまま新市に引き継ぐこととするが、新市移行後、望ましい温泉運営事業のあり方について、検討を行っていく。

25-21 都市計画関係

- 1 都市計画区域等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。
- 2 都市マスタープランについては、新市において新たに策定する。
- 3 市町村都市計画審議会については、新市において津市の例により設置する。
- 4 開発指導要綱については、新市において津市の例により制定する。但し、開発負担金については、廃止とする。

25-22 建設関係

- 1 市町村道に認定されている道路については、新市において市道として引き継ぐものとする。合併後は、新たに認定基準を作成し、統一的な認定業務を行うものとする。また、認定時期については、原則年1回とする。
- 2 新市において市道認定された道路及び認定外道路であって主に生活道路として利用されている道路については、新設改良事業及び維持管理事業にかかる受益者負担は徴収しないものとする。
- 3 公営住宅等における家賃は、平成18年度までは現行のままとし、平成19年度から公営住宅法に基づく応能応益制度による新家賃体系に統一する。
 - (1) 新家賃体系への移行に伴い、急激な負担増となる場合については、負担調整を設けるものとする。
 - (2) 美杉村の若者住宅については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

25-23 下水道事業

- 1 下水道事業計画については、新市において見直しを行い、合併後3年程度で計画の一元化を図るものとする。なお、それまでの間は現行のとおり取り扱うものとする。
- 2 公共下水道事業受益者負担金の算定方式については、久居市の例により合併時に一元化する。
 - (1) 算定対象事業費 末端管渠整備費（単独事業費）
 - (2) 負担率 1 / 5
 - (3) 賦課方式 面積割

ただし、合併前に単位負担金額決定済区域で合併後賦課を行う場合は、従前の例によるものとする。

その他賦課徴収事務の取り扱いについては、津市の例により合併時に一元化する。

- 3 公共下水道使用料の料金体系については、久居市の例により合併時に一元化する。

ただし、新市において下水道事業の運営に支障がないよう、新市で新たに策定する下水道事業計画を踏まえ、合併後3年程度を目途に料金改定についての検討を行うものとする。

その他賦課徴収事務の取り扱いについては、津市の例により、合併時に一元化する。

- 4 流域下水道の維持管理負担金及び建設負担金については、合併までに県当局と協議し、調整する。

25-24 上水道事業

- 1 水道料金については、次のとおりとする。

なお、新市において水道事業の運営に支障がないよう、新市で新たに策定する水道事業計画を踏まえ、合併後3年程度を目途に料金改定について検討するものとする。

- (1) 上水道、簡易水道とも津市の料金体系で調整する。
- (2) 美杉村の簡易水道利用組合が管理する簡易水道については、現行のとおりとする。
- (3) メーター使用料については、廃止の方向で調整する。

- 2 水道メーターの開栓手数料は、1件当たり900円とする。

- 3 給水装置工事の申込手数料については、設計審査手数料900円、工事検査手数料2,300円、指定給水装置工事事業者の指定手数料14,000円とする。

- 4 給水装置工事の新規給水加入金については、合併と同時に津市の例により調整する。予算計上については、3条（収益的収入及び支出）とする。

久居市の特別加入金及び風早団地新規給水分担金については、廃止の方向で調整する。

- 5 開発行為に伴う上水道及び簡易水道における設計審査・検査手数料、漏水防止用及び工事用洗管料は、津市の例により調整する。

なお、施設拡充費及び柵原簡易水道水源施設等工事負担金等については、廃止する。

25-25 市立学校の通学区域

- 1 現在の通学区域の線引きは、変更しないこととする。

ただし、津市の指定校変更許可基準を基に、通学区域制度の弾力的運用を図ることとし、合併対象市町村の境界に隣接する学区については、教室の状況や通学距離を考慮し、現在の通学区域はそのままに、学校を選択することができるよう調整する。

- 2 通学区域審議会を設置し、通学区域の設定、改廃について諮問していく。

25-26 学校教育関係

- 1 公立幼稚園保育料については、津市の例（月額：6,000円）により調整する。合併後は、教育内容の充実と職員の適正配置を図り、地域格差をなくすように努める。
- 2 私学等振興助成、私立幼稚園援助事務については、新たな制度に基づき実施する。
- 3 公立学校の大規模改造事業、耐震補強事業については、新市における公立学校整備方針に基づき、基本計画、実施計画を作成し、施設整備の順位を決め実施していく。
- 4 学校の設置、廃止等に関しては、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 5 就学援助事務については、国の基準を基に、認定基準、事務処理方法について津市の例を基に統一する。特殊教育就学援助事務については、国の基準を基に、津市の例により同じ内容・基準で実施し、事務処理方法を統一する。
- 6 幼稚園就園奨励補助事業事務については、国の基準を基に津市の例により公立幼稚園の保育料に対する減免措置及び私立幼稚園保育料に対する補助を新市において実施する。
- 7 奨学金貸付事務については、廃止の方向で調整する。
- 8 遠距離通学費補助金については、合併時には、現在の対象地区や対象条件に該当する生徒に限り補助制度を継続する。補助の交付については、通学距離、地域の実情等を考慮し、新たに基準を設ける。
- 9 給食施設の設備については、自校方式で行っているところについては、各施設の築年数経過及び衛生管理面の状況を踏まえ、センター方式による施設整備の導入を図る。衛生管理上問題のない施設については、現行どおり自校方式で実施する。
- 10 学校給食の実施方法については、現在の各市町村の実情に応じ、現行どおりの実施方法を継続する。給食の献立作成・食材の購入方法・調理方法・衛生管理の実施方法については、各市町村の現在の状況を考慮しながらも、給食センターの整備と調整を図りながら、段階的に一元化を図る。
- 11 給食費については、徴収額が同一となるよう、各市町村の状況も踏まえながらも、給食センターの整備と調整を図りながら、給食の食材・実施回数等を調整する。
- 12 公立幼稚園の3歳児保育については、現行どおりとする。学級開設最低基準については、原則9名とする方向で調整する。預かり保育については、新市移行後は現在実施している地域において継続実施する方向で調整する。ただし、預かり保育料については合併と同時に新たな基準を設定する方向で調整する。

25-27 文化振興関係

- 1 文化団体への活動補助については、新市全域を対象区域とする文化活動団体の連合組織に支援を行っていく方向で調整する。
- 2 指定文化財については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。
- 3 指定文化財等の補助金については、合併までに調整する。

25-28 生涯学習関係

- 1 社会教育関係団体の育成支援については、現在の団体等へは、新しい行政区域に合わせた合併を奨励するとともに、新市全域を活動区域とする社会教育関係団体へは、引き続き支援を行っていく方向で調整する。
- 2 生涯学習スポーツ審議会については、公民館運営審議会及びスポーツ振興審議会は見直し、生涯学習スポーツ審議会に一元化する。生涯学習スポーツ審議会の中に、公民館に関する分科会とスポーツに関する分科会とを設置する。
- 3 公民館施設の配置については、現行のまま新市に引き継ぎ、地域ごとに中心となる公民館を位置づけることで調整する。公民館の事務等、公民館の在り方について、新市に設置する「生涯学習スポーツ審議会」に諮り調整する。
- 4 成人式については、合併後も当分の間現行どおりとし随時調整する。
- 5 教育集会所は現行どおり存続する。
- 6 同和教育研究会補助については、現在の団体等へは、新しい行政区域に合わせた合併を奨励していき、新市全域を活動区域とする連合組織へ支援を行っていく。
- 7 図書館運営方法については、利用資格については、新市で統一の方向で調整する。開館時間については、現行のままとする。休館日については、統一の方向で調整する。
- 8 館内、館外サービスについては、各図書館の実状に即しながらサービスの内容を統一するよう調整する。

25-29 その他

- 1 指定金融機関等の指定について合併時までに調整し、新市発足時に、新たに指定金融機関等を指定する。
- 2 入札・契約制度については、10市町村の実情を踏まえつつ、津市の制度を基に、統一した新たな制度を制定する。

なお、公募型指名競争入札に係る建設工事等のうち、設計金額が一定金額未満（土木一式工事の場合は、2,500万円未満（なお、当分の間は、5,000万円未満とする。）とし、他の工種については、合併までに調整する。）の工事等については、競争性の確保に配慮しつつ、地域要件を考慮する。

26 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市まちづくり計画」に定めるとおりとする。

なお、新市において具体的に事業を実施するに当たっては、合併前の各市町村の総合計画等に位置付けられていた事業等は尊重されるものとする。

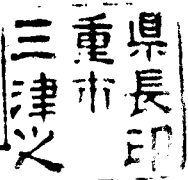
調 印 書

津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町及び美杉村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく津地区合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名調印する。

平成16年11月8日

津市長

近藤 津雄



久居市長

池田 孝一



河芸町長

長谷川 政春



芸濃町長

横山 雅宏



美里村長

黒川和義



安濃町長

海野武司



香良洲町長

鈴木一司



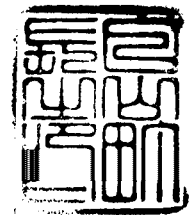
一志町長

芥山禮三



白山町長

岡本新順



美杉村長

悠城敏



立 会 人

合併協議会委員

中川隆幸

合併協議会委員

小田利英

合併協議会委員

水谷保

合併協議会委員

柴田春生

合併協議会委員

永田正

台銜錄講發委員

蒸 蒸 音 平

台銜錄講發委員

蒸 州 蒸 志

台銜錄講發委員

反 進 蕭 勇

台銜錄講發委員

為 井 蘇 雄

台銜錄講發委員

蕭 林 彭 彥

